

# おおた 子どもの生活応援プラン (大田区子どもの貧困対策に関する計画)【普及版】

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成24年時点の子どもの相対的貧困率は16.3%、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあり、先進国の中でも厳しい状況であるとされています。

大田区は、すべての子どもたちの将来がその生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざし、「おおた 子どもの生活応援プラン(大田区子どもの貧困対策に関する計画)」を策定しました。

## 大田区のめざす姿

子どもたちの将来が その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、  
地域力を活かし 必要な環境整備と教育の機会均等を図り、  
子どもたちが自分の可能性を信じて 未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

## 大田区の 基本的考え方

●まずは子どもに視点を置き、以下の4つの視点で、生活実態を踏まえた支援展開を行います。

### 《4つの視点》

- (1)家庭・学校・地域・行政が「気づき・見守る」体制をつくる
- (2)妊娠期から高校卒業時の進路決定までを「切れ目のない支援」でつなぐ
- (3)自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」
- (4)子どもたちの未来を拓く力を育むための「総合的対策を推進」する

- 「地域共通の課題」として、区民(地域住民)、地域活動団体、企業・事業者と積極的に連携を図ります。
- 地域においては、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、**社会的に包み込むような支援(=「社会的包摶」)**を実践します。

### 「社会的包摶」とは

「貧困」は、所得水準が低いなど金銭的・物質的な資源の欠如を表す概念であり、今日においても物質的な貧困の解消は重要な課題ですが、近年ヨーロッパ諸国では、従来の貧困の概念をより広くとらえ深く掘り下げる「社会的排除」(social exclusion)という概念が、社会政策の考え方の主流となりつつあるとされています。この「社会的排除」という概念は、従来の貧困の考え方をより革新し、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組みから脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視するものであり、社会の中心から、外へ外へと追い出され社会の周縁に押しやられるという意味で「社会的排除」という言葉が用いられています。

一方で、「社会的包摶」は、「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方です。そのためには、家庭、地域社会、職場の機能を再生することに加え、様々な領域にわたる問題が複雑に絡んで自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な人に対しては、その方の抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別の、継続的、包括的な支援を行う仕組みを構築することが重要です。

## 計画策定のための実態把握

●大田区における子どもの置かれた状況を把握し、より効果的な施策を推進する計画を策定するため、以下のとおり調査等を実施しました。

### ■「大田区子どもの生活実態調査」

期間：平成 28 年 6 月 23 日～7 月 7 日

対象：大田区立小学校の 5 年生とその保護者／学校にて配布・回収 回収率：76.3%

### ■「大田区ひとり親家庭の生活実態に関する調査」

期間：平成 28 年 7 月 29 日～8 月 16 日

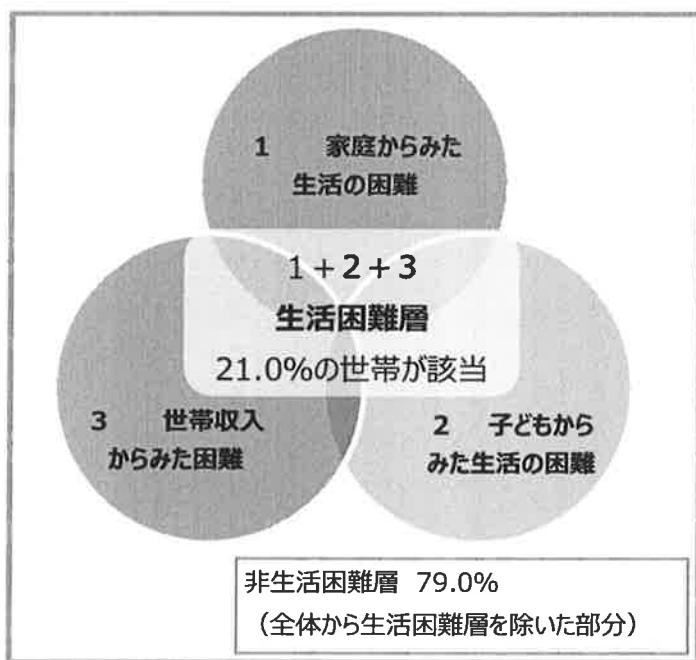
対象：児童育成手当受給世帯の保護者 2,000 名（無作為抽出）／郵送 回収率：45.3%

### ■区内施設・関係団体へのヒアリング

訪問先：17 か所（保育園、学校、NPO 団体等）

## 大田区における「生活困難層」の定義

- 「衣・食・住」の基本的な生活の場面で課題が生じている家庭や、経済的な理由で子どもに関する消費や外出・体験等の機会が限られている家庭において、生活困難の度合いがより高いのではないかと考えました。
- 上記「大田区子どもの生活実態調査」の結果を基に、以下の 3 つの要素に着目し、これらのうちいずれか 1 つ以上に該当する場合を「生活困難層」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難層」と分類しました。
- その結果、21.0% の世帯が「生活困難層」に該当しました。



### 要素 1：家庭からみた生活の困難

以下の 7 項目に関して、過去 1 年間に買えなかった経験、支払えなかった経験が 1 つ以上あると回答した世帯

- ①食料 ②衣類 ③電話料金
- ④電気料金 ⑤ガス料金
- ⑥水道料金 ⑦家賃

※①食料②衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

### 要素 2：子どもからみた生活の困難

以下の子どもとの経験や消費行動、所有物に関する 14 項目に関して、経済的な理由で与えられていないとする項目が 3 つ以上あると回答した世帯

- ①海水浴に行く
- ②博物館・科学館・美術館などに行く
- ③キャンプやバーベキューに行く
- ④スポーツ観戦や劇場に行く
- ⑤毎月お小遣いを渡す
- ⑥毎年新しい洋服・靴を買う
- ⑦習い事（音楽・スポーツ・習字等）に通わせる
- ⑧学習塾に通わせる
- ⑨1 年に 1 回程度家族旅行に行く
- ⑩クリスマスのプレゼントをあげる
- ⑪正月のお年玉をあげる
- ⑫子どもの年齢に合った本がある
- ⑬子ども用のスポーツ用品・おもちゃがある
- ⑭子どもが自宅で宿題をすることができる場所がある

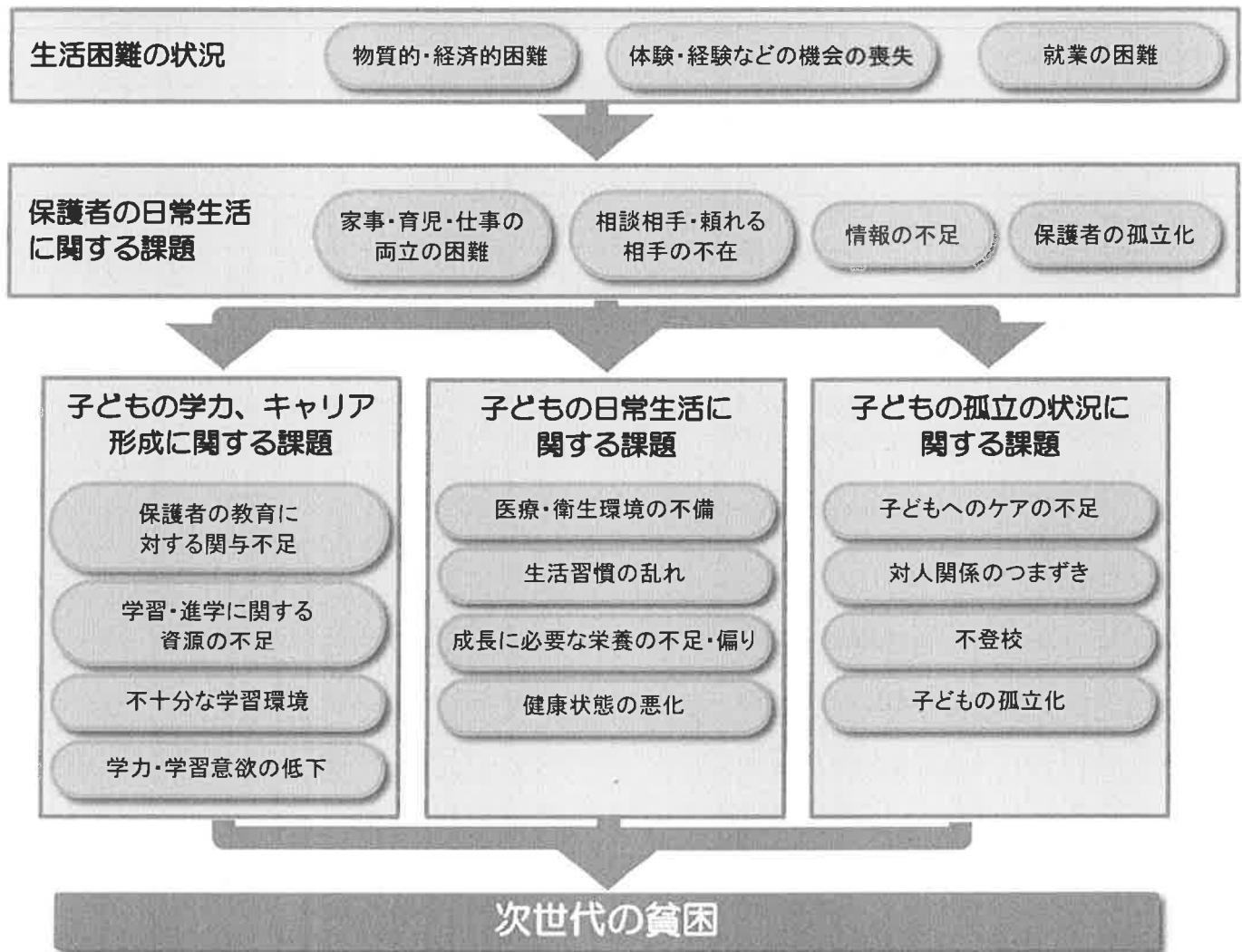
### 要素 3：世帯収入からみた困難

公的年金や社会保障給付を含めた世帯の総収入に関して、世帯人数をふまえて算出した額が一定水準未満<sup>\*</sup>とみなされる世帯

\*一定水準未満とは、厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」（所得は 26 年値）の所得金額の中央値を平均世帯人数で除した値の 50% である等価世帯所得 135.3 万円未満を採用。なお、個々のサンプルで等価可処分所得を計算し、中央値の 50% として求められた貧困線の基準とは完全に一致しない点に留意。

## 調査結果から見えた課題

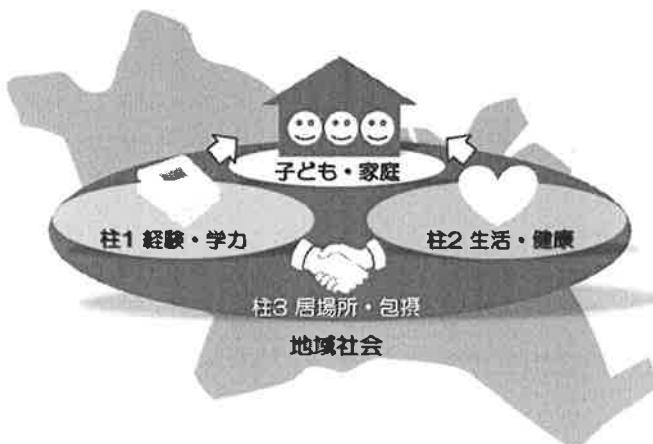
大田区における子どもの貧困に関する課題を次のように整理しました。



## 施策展開

アンケート及びヒアリング調査から把握した課題に対し、「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摶」の3つの柱による支援が特に重要と考え、子どもの貧困対策に取り組みます。

3つの柱に沿って、実効性の高い施策を展開し、子どもたちが自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざします。



### 柱①「経験・学力」

子どもたちに、良好な学習環境と多様な体験や経験の機会を提供するための施策を展開します。学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢につなげることをめざします。

### 柱②「生活・健康」

暮らしに必要な環境を整え、子どもが健やかに成長するための施策を展開します。子どもと保護者的心身の健康を支え、貧困の連鎖を断ち切る力を育てるなどをめざします。

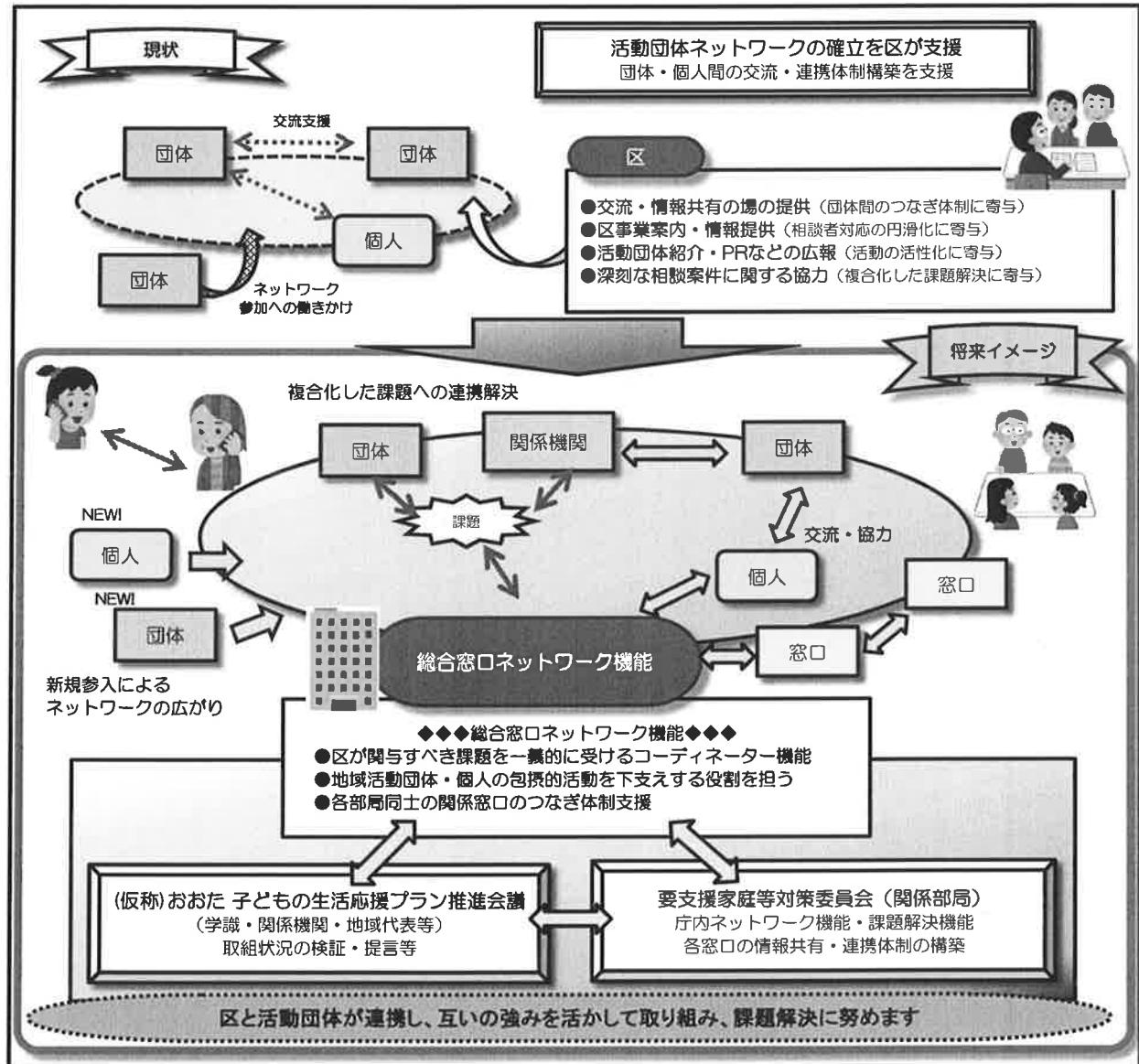
### 柱③「居場所・包摶」

子どもとその親が安らげる居場所や、社会とつながりを持てる場を提供するための施策を展開します。自分を受け入れ、他人を認められる温かい心をはぐくむことをめざします。

## 計画の推進

子どもやその家庭に寄り添いながら、学校、家庭、地域社会といったさまざまな生活の場面での困難を解決するためには、行政機関だけでなく地域で活動する多様な分野の関係者が横断的に連携・協力することが必要です。

区は、庁内はもとより国・東京都との連携を強化するとともに、地域の代表や有識者を含めた多様な関係者により構成する「(仮称)おおた子どもの生活応援プラン推進会議」を設置し、本計画をより一層推進していきます。また、区民や地域活動団体の自主的な活動への支援を通じて、子どもたちを温かく包み込むような社会の実現に取り組んでいきます。



計画の初年度となる平成29年度は、本プランの目的や内容を周知するための意識啓発事業を行います。地域の皆様を対象とした特別出張所管轄単位での出前講座も実施します。

«問合先» 大田区福祉部福祉管理課

電話 03-5744-1244 FAX 03-5744-1520